

平成27年3月第38回互理町議会定例会会議録（第6号）

○ 平成27年3月13日第38回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子 2 番 高野孝一

3 番 熊田芳子 4 番 小野一雄

5 番 佐藤正司 6 番 安藤美重子

7 番 百井いと子 8 番 渡邊重益

9 番 鈴木邦昭 10番 渡邊健一

11番 四宮規彦 12番 高野進

13番 熊澤勇 14番 佐藤アヤ

15番 高橋晃 16番 鞠子幸則

17番 佐藤實 18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	牛 坂 昌 浩	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	西 山 茂 男	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長	
都市建設課長	佐々木 人 見	兼わたり温泉鳥の海所長	酒 井 庄 市
復興まちづくり課長	千 葉 英 樹	都市建設課専門官	市 川 仁
会計管理者兼会計課長	鈴 木 久 子	上下水道課長	川 村 裕 幸
学務課長	鈴 木 邦 彦	教育課長	岩 城 敏 夫
農業委員会事務局長	菊 地 和 彦	生涯学習課長	熊 澤 一 弘
代表監査委員	齋 藤 功	選挙管理委員会書記長	佐 藤 浄

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第6号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
議長諸報告
- 日程第 2 追加議案の説明
- 日程第 3 議案第33号 平成27年度亶理町一般会計予算
- 日程第 4 議案第34号 平成27年度亶理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 5 議案第35号 平成27年度亶理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 6 議案第36号 平成27年度亶理町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 7 議案第37号 平成27年度亶理町土地取得特別会計予算
- 日程第 8 議案第38号 平成27年度亶理町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第39号 平成27年度亶理町介護認定審査会特別会計予算
- 日程第10 議案第40号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計予算
- 日程第11 議案第41号 平成27年度亶理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第42号 平成27年度亶理町工業用地等造成事業特別会計
予算
- 日程第13 議案第43号 平成27年度亶理町水道事業会計予算
(以上11件一括議題・特別委員会委員長報告)
- 日程第14 議案第44号 亶理町広域運行乗合自動車条例
- 日程第15 議案第45号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備
及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正す
る条例
- 日程第16 議案第46号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例
- 日程第17 議案第47号 亶理町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第18 議案第48号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例
- 日程第19 議案第49号 工事請負契約の締結について(平成26年度 23
都災第2956号亶理第三処理区分(その1)第一
工区災害復旧工事(繰越))

日程第20 議案第50号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第10号）

日程第21 議案第51号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第1号）

日程第22 委員会の閉会中の継続審査申出について

日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出について

日程第24 委員会の閉会中の先進地調査申出について

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第124条の規定により、10番 渡邊健一議員、11番 四宮規彦議員を指名いたします。

議長諸報告

議長（安細隆之君） 次に、諸般の報告をいたします。

第1、町長提出議案についてであります。

町長から、追加議案8件が提出されております。

第2、予算審査特別委員会から、審査報告書を受理しております。

第3、産業建設常任委員会から、閉会中の継続審査の申出を受理しております。

第4、各常任委員会及び議会運営委員会から、閉会中の継続調査の申出を受理しております。

第5、総務常任委員会委員長並びに教育福祉常任委員会委員長から、閉会中の先進地調査の申出を受理しております。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 追加議案の説明

議長（安細隆之君） 日程第2、追加議案の説明を求めます。町長、登壇。

〔町長 齋藤 貞君 登壇〕

町長（齋藤 貞君） 追加議案の説明を申し上げます。

本日、追加議案としてご提案申し上げご審議いただきます案件は、議案8件であります。よろしくご審議方お願い申し上げます。

初めに、議案第44号 亶理町広域運行乗合自動車条例につきましては、東日本大震災の影響によりJR常磐線の運行本数が減数され、仙台圏への通勤者等が不便をきたしていることから、交通手段の充実を図るため、代替えとなる町民バスの広域的運行に関する事項を定める条例を制定するものであります。

議案第45号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法が改正されたことに伴い、文言等の整備について条例の一部を改正するものであります。

議案第46号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例につきましては、東日本大震災で被災した荒浜児童館の新園舎完成に伴い、移転先の所在地を改める必要が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第47号 亶理町立保育所条例の一部を改正する条例につきましては、児童福祉法の改正に伴う文言等の整備及び東日本大震災で被災した荒浜保育所と吉田保育所の新園舎完成に伴い、移転先の所在地を改める必要が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第48号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例につきましては、昨年9月の定例会で承認をいただきました新条例の施行により、新たな基準に合わせた児童クラブの追加及び荒浜児童館の新園舎完成に伴い、荒浜児童クラブの所在地を改める必要が生じたため、条例の一部を改正するものであります。

議案第49号 工事請負契約の締結について（平成26年度 23都災第2956号亶理第三処理区分（その1）第一工区災害復旧工事（繰越））につきましては、去る2月27日に入札を執行した工事請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、予算関連議案についてご説明申し上げます。

議案第50号 平成26年度亘理町一般会計補正予算（第10号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,874万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ350億7,559万1,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、平成26年12月27日に閣議決定された「地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策」に基づく国の補正予算第1号に係る交付金、及び亘理名取共立衛生処理組合の新ごみ処理施設建設に係る負担金の補正になります。

初めに、2款総務費、国の補正予算に係る交付金関係の補正になりますが、これは地域住民生活等緊急支援のための交付金「地域消費喚起・生活支援型」及び「地方創生先行型」の2つからなっております。

「地域消費喚起・生活支援型」につきましては、消費喚起プレミアム商品券発行事業費として、地域の消費喚起を促すため町内で利用できる3割増し商品券を発行するもので、亘理山元商工会への補助金3,860万円を計上するものであります。この事業の実施により亘理町内に1億3,000万円の消費が生まれることとなります。

「地方創生先行型」につきましては、それぞれの地方自治体は、まち・ひと・しごと創生法に基づき、今後において地方版の総合戦略等の策定が求められておりますが、その地方版総合戦略の早期かつ有効な策定、実施等に対し交付されるもので、本町においては亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業費として1,006万9,000円、地域特性を生かした複合型創生プロジェクト事業費として1,800万円、さらには子育て支援対策等事業費として3,023万3,000円を追加補正し事業を実施するものであります。

亘理町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業費につきましては、その名称のとおり本町における地方版総合戦略等を策定するための費用であります。

地域特性を生かした複合型創生プロジェクト事業費につきましては、町内の特産品を紹介・販売するWEBサイトの構築、魅力あるふるさと名物の企画・販売、商品の6次産業化・販路開拓の支援、それらの商品等の町外へのPRなどを総合的に実施するもので、交流人口の増加や亘理ファンクラブの拡大、ひいてはふるさと納税の増加につながるような事業を実施するものであります。

子育て支援対策等事業費につきましては、主に（仮称）中町児童クラブの整備・運営に係る経費等を計上したものであります。

4款衛生費につきましては、現在、亘理名取共立衛生処理組合で整備しておりま

す新ごみ処理施設に係る負担金になりますが、平成26年度の施設整備費における震災復興特別交付税に該当する分について、構成各市町が負担割合に基づきそれぞれ負担するもので、本町においては3億183万8,000円を追加補正するものであります。

続いて、歳入についてご説明いたします。

9款地方交付税につきましては、亘理名取共立衛生処理組合負担金の財源として震災復興特別交付税2億8,899万5,000円を追加するものであります。歳出、4款衛生費におけるごみ処理負担金は3億183万8,000円ですが、歳入、19款諸収入において、亘理名取共立衛生処理組合負担金に係る平成25年度分の返還金が1,284万3,000円であることから、相殺した額を追加補正するものであります。

13款国庫支出金につきましては、国の補正予算で措置された地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金8,841万円を追加補正するものであります。

17款繰入金につきましては、今回の補正予算の調整財源として財政調整基金繰入金849万2,000円を追加補正するものであります。

最後に、繰越明許費の追加になりますが、今回の国の補正予算に係る地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業の4事業につきましては、年度内に事業が完了できないことから平成27年度に繰り越すための限度額設定を行うものであります。

議案第51号 平成27年度亘理町一般会計補正予算（第1号）につきましても、国の平成26年度補正予算第1号で措置された交付金に係る補正であり、歳出、3款の子ども医療費助成事業における対象者枠拡大分の事業費に充てるため、13款国庫支出金において地域活性化・地域住民等緊急支援交付金2,275万円を追加補正し、同額を17款財政調整基金繰入金から減額補正するものであります。

なお、歳出予算につきましては、当初予算において必要額を一般財源で予算措置済みであるため、あくまで財源の組み替えとなります。

以上、追加提出議案についてご説明申し上げましたが、慎重ご審議賜り、原案どおり可決くださいますようお願い申し上げます。

議長（安細隆之君） 追加議案の説明が終わりました。

日程第 3 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度亘理町一般会計予算から

日程第 1 3 議案第 4 3 号 平成 2 7 年度亘理町水道事業会計予算まで

(以上 11 件一括議題)

議長（安細隆之君） 日程第 3、議案第 33 号 平成 27 年度 互理町一般会計予算から日程第 13、議案第 43 号 平成 27 年度 互理町水道事業会計予算までの以上 11 件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 本件に関し、予算審査特別委員会委員長の報告を求めます。
委員長登壇。

〔予算審査特別委員会委員長 高野 進 君 登壇〕

予算審査特別委員会委員長（高野 進君） 委員会の審査報告書を読み上げ、報告といたします。

平成 27 年 3 月 13 日

互理町議会

議長 安細 隆之殿

予算審査特別委員会委員長

高野 進

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件を審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 76 条の規定により報告します。

記

1、付託事件。議案第 33 号 平成 27 年度 互理町一般会計予算、議案第 34 号 平成 27 年度 互理町国民健康保険特別会計予算、議案第 35 号 平成 27 年度 互理町奨学資金貸付特別会計予算、議案第 36 号 平成 27 年度 互理町公共下水道事業特別会計予算、議案第 37 号 平成 27 年度 互理町土地取得特別会計予算、議案第 38 号 平成 27 年度 互理町介護保険特別会計予算、議案第 39 号 平成 27 年度 互理町介護認定審査会特別会計予算、議案第 40 号 平成 27 年度 watiり温泉鳥の海特別会計予算、議案第 41 号 平成 27 年度 互理町後期高齢者医療特別会計予算、議案第 42 号 平成 27 年度 互理町工業用地等造成事業特別会計予算、議案第 43 号 平成 27 年度 互理町水道事業会計予算。

2、審査の経過。平成 27 年 3 月第 38 回 互理町議会定例会において、当委員会に付託された平成 27 年度 互理町一般会計予算ほか 10 件の審査のため、3 月 6 日から 12 日

までに4日間委員会を開催しました。審査に当たっては、担当課長等に説明員として出席を求めました。

3月6日金曜日、議案第33号 平成27年度亙理町一般会計予算。歳入全部。歳出、第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第4款衛生費、第9款消防費、第12款公債費、第13款予備費審査。

3月9日月曜日、議案第33号 平成27年度亙理町一般会計予算。歳出、第5款労働費、第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第10款教育費、第11款災害復旧費審査。議案第35号 平成27年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算審査。

3月10日火曜日、議案第34号 平成27年度亙理町国民健康保険特別会計予算審査。議案第36号 平成27年度亙理町公共下水道事業特別会計予算審査。議案第37号 平成27年度亙理町土地取得特別会計予算審査。議案第38号 平成27年度亙理町介護保険特別会計予算審査。議案第39号 平成27年度亙理町介護認定審査会特別会計予算審査。議案第40号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計予算審査。議案第41号 平成27年度亙理町後期高齢者医療特別会計予算審査。議案第42号 平成27年度亙理町工業用地等造成事業特別会計予算審査。議案第43号 平成27年度亙理町水道事業会計予算審査。

3月12日木曜日、現地調査。

3、審査の結果。各会計予算審査の結果、各予算とも原案のとおり可決すべきものといたしました。

以上をもって報告といたします。

議長（安細隆之君） 委員長の報告が終わりました。

この際、お諮りいたします。

議案第33号から議案第43号までの以上11件については、議長を除く17人の委員をもって4日間審議いたしましたものであります。よって、質疑は先例に従い省略し、議案ごとに討論、採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第33号 平成27年度亙理町一般会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第33号 平成27年度亙理町一般会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第33号 平成27年度亙理町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 平成27年度亙理町国民健康保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第34号 平成27年度亙理町国民健康保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第34号 平成27年度亙理町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第35号 平成27年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第35号 平成27年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第35号 平成27年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第36号 平成27年度亙理町公共下水道事業特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第36号 平成27年度亙理町公共下水道事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第36号 平成27年度亙理町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号 平成27年度亙理町土地取得特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第37号 平成27年度亙理町土地取得特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第37号 平成27年度亙理町土地取得特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 平成27年度亙理町介護保険特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第38号 平成27年度亙理町介護保険特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第38号 平成27年度亙理町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 平成27年度亙理町介護認定審査会特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第39号 平成27年度亙理町介護認定審査会特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第39号 平成27年度亙理町介護認定審査会特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第40号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第40号 平成27年度わたり温泉鳥の海特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第41号 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第41号 平成27年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 平成27年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第42号 平成27年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第42号 平成27年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 平成27年度亘理町水道事業会計予算について、討論を許します。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第43号 平成27年度亶理町水道事業会計予算の件を起立により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決すべきものであります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（安細隆之君） 着席願います。

起立全員であります。よって、議案第43号 平成27年度亶理町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括議題に係る討論、採決は終了いたしました。

日程第14 議案第44号 亶理町広域運行乗合自動車条例

議長（安細隆之君） 日程第14、議案第44号 亶理町広域運行乗合自動車条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第44号 亶理町広域運行乗合自動車条例について説明申し上げます。

追加議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

亶理町広域運行乗合自動車条例、これにつきましては東日本大震災の影響によりJR常磐線の運行本数が現在減数され、仙台圏への通勤者が非常に不便をきたしていることから、代替えとなります夜間の町民バスの運行を岩沼駅から町内の3駅を経由して運行することで仙台圏域からの交通手段を充実し、町民の福祉の向上を図るため、運行路線名や料金設定等について今回条例を上程するものでございます。

なお、岩沼市議会におきましては、亶理町広域運行乗合自動車に係る公の施設の設置に関する協議について、平成27年2月定例会におきまして、平成27年2月25日に議決されたことを受けまして今回条例を上程するものでございます。

それでは、説明申し上げます。

まず第1条、主旨についてでございます。この条例は地方自治法第244条の2第

1項の規定に基づき、町民の広域交通手段の充実を図り、公共の福祉の向上に資するため、亘理町広域運行乗合自動車（以下「広域運行乗合自動車」という。）の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとするものでございます。この地方自治法第244条の2第1項につきましては、公の施設の設置及びその管理に関する事項でございます。バスの関係で申しますと、バス路線が公の施設になります。

それから第2条、設置でございますが、道路運送法第78条及び第79条の規定に基づき、国土交通大臣の登録を受けて亘理町が行う自家用有償運送事業である広域運行乗合自動車を設置する。この道路運送法第78条及び第79条につきましては、市町村が公共の福祉を確保するために行う有償運送のことが示されております。

続きまして、第3条、運行路線名等でございますが、亘理町が運行する広域運行乗合自動車の運行路線名を岩沼線とし、路線の運行区間、運行回数、運休日及び停留所等は規則で定めるものでございます。路線につきましては、岩沼駅から逢隈駅、亘理駅を經由して浜吉田駅までの運行経路でございます。運行回数については1日1便、運休は土曜・日曜・祝日・年末年始とします。

第4条、使用料、亘理町が運行する広域運行乗合自動車を利用する者（以下「乗客」という。）の使用料は、1人1乗車につき500円とする。ただし、小中学生の使用料は、1人1乗車につき250円とし、未就学児の使用料は無料とするということで、小中学生については震災以前に有償で行っていたときと同様、半額と定めるものでございます。

第5条、使用料の免除、町長は、特に必要があると認める場合には、使用料の全部または一部を免除できるものとするものであります。

次に、2ページをお開きいただきたいと思います。

第6条、使用料の還付、既に納付した使用料は還付しない。ただし、町長が特別の理由があると認めたときは、この限りでないとするものでございます。

第7条、乗車の拒絶、町長は、乗客が次の各号のいずれかに該当する場合には、乗車を拒みまたは降車させることができる。第1号がこの条例またはこの条例に基づく規則に違反した者、第2号、その他規則で定める者でございます。

第8条、損害賠償、亘理町が運行する広域運行乗合自動車その他の施設を故意または過失により、毀損または滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、町長が損害を賠償させることが適当でないとしたときは、この限りで

はないとするものであります。

第9条、業務の委託等、町長は亶理町が運行する広域運行乗合自動車業務及び車両管理業務並びに使用料の収納事務の全部または一部の委託等を行うことができるものとするでございます。

第10条、委任、この条例の定めるもののほか、広域運行乗合自動車の管理運営に関し、必要な事項は規則で定めるとするものであります。

内容については以上でございます。よろしくご審議方お願い申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 第7条でございますけれども、乗車の拒絶、制限ではなく拒絶ということで、随分厳しい言葉が入っております。それで、例えば、これは夜中の運行です、最終便ですので、やはりお酒が入ってくる方も乗車するかと思います。そのときに泥酔で、暴言、暴力とかを振るうという、亶理町にはそういう方はいらっしゃらないと思います、紳士の方ばかりだとは思いますが、例えばそういった他人への迷惑をかけるような、そういった文言というのは、この条例の中には入っているのですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これにつきましては、先ほど申し上げました、いわゆる規則、亶理町広域運行乗合自動車条例施行規則の中の7条ということで、乗車の拒絶、この中で記載しておりますのが、泥酔した者または不潔な服装をした者等であって他の乗客の迷惑となる恐れがある者、2番目として付添い人を伴わない重病者、それから3番目として旅客自動車運送事業運輸規則に規定する者ということで、先ほど申し上げました泥酔した者、それから付添い人を伴わない重病者等については、今申し上げました旅客自動車運送事業運輸規則の中にも同様の文言が含まれておまして、このような方々については乗車の拒絶ということで該当する者として対応させていただきたいと考えております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず1点目。JR常磐線の仙台発、最終ですね、今は10時台ですけども、震災前と同じように午後11時台に運行した場合は、この広域運行乗合自動車はどのようになるのですか。運行しなくなるのですか。それとも、引き続き運行

するんですか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） J R 常磐線について、今現在仙台駅発22時36分で、亶理駅が23時6分着、最終の浜吉田駅が23時12分でございます。これ以降の便については現在ありません。今現在 J R に常磐線北部期成同盟会ということで、常磐線の関係する市町村のほうで要望活動を毎年しておりますが、J R としては、現状としてはなかなか従来のもう一步あとの最終便の復活はなかなか難しいということで回答を伺っております。

今後について J R のほうでは、まだ決定ではないですけれども、最終的には浜吉田以南が復旧するまでは難しいんですけれども、その以降については、元の状態の、亶理駅が0時台前後だと思いますけれども、0時前後でできるような増発を検討していきたいと回答を受けております。ただ、まだこれも決定ではございませんので、町としては要望活動も今後続けてまいりまして、最終便の復活をお願いしたいと。町としましてはそれまでこの広域運行バスを運行したいと考えております。

以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 第5条、使用料の免除ですけれども、町長が特に必要であると認められた場合は使用料の一部または全部を免除することができるかと、この町長が必要であると認めた場合、具体的にどういう場合なのか答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これはいろいろケースがあると思うんですけれども、例えば岩沼駅で災害が発生して、急遽亶理まで運送する必要性が生じた場合とか、ほかにもいろいろ事例がありますけれども、緊急的に広域バスを運行する必要がある場合等々でございます。

以上です。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 最後です。回数券は発行するようになるんですか、ならないんですか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 回数券等について、実際、これから東北運輸局の許可を受け

まして4月以降に多分走行するようになると思いますけれども、まず最初は3カ月については試行運転したいということで考えております。その中で当面については回数券ではなくて、いわゆる料金収納、500円だけ受けてそれで乗車していただくという形で、今後試行を経てその後に必要であれば検討したいということで考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。15番高橋 晃議員。

15番（高橋 晃君） 条文にはないんですけれども、安全運転でやっていくことは前提と考えますけれども、仮に過失等で事故が起きた場合の対応というのはどのようにするのでしょうか。民法とかほかの法律に従うのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 現在のさざんか号もそうでございますけれども、事故が発生した場合は運転者から運行管理者へ連絡をして、運行管理者から町に連絡が来るようになっております。その間当然、運転者でございますので、交通事故の報告義務がありますので、当然亘理警察署等に連絡をして対応を受けるということで、これについては亘理町公共交通会議のメンバーに亘理警察署の交通課長も入っております、その辺については申し合わせをしております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第44号 亘理町広域運行乗合自動車条例の件を採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 亘理町広域運行乗合自動車条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第45号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、
設備及び運営に関する基準を定める条例の一
部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第15、議案第45号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは議案第45号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

追加議案書の3ページ、新旧対照表は1ページになります。

亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正するというので、新旧対照表をごらんいただきますとおわかりのように、サービス名が複合型サービスから看護小規模多機能型居宅介護という事業に改めるということでございます。この内容につきましては国においてサービスの内容がよりイメージしやすい名称にしたいということで事業名称が変更となるものでございます。サービス事業の内容的にはこれまでと変わらずに小規模多機能型居宅介護と訪問看護が一体的に提供するサービスということでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行する。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第45号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 亶理町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第46号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第16、議案第46号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは次の議案第46号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の4ページ、新旧対照表は2ページになります。

今回の改正についてでございますが、災害復旧事業といたしまして建設しておりました荒浜児童館、荒浜保育所の関係の土地の分筆登記が完了したことから、荒浜児童館の所在地について改正するもので、亶理町荒浜字御狩屋159番地77を亶理町荒浜字隈潟54番地3に改めるものでございます。施行日は平成27年4月1日からとなります。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第46号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例の件を採決いた

します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 亶理町児童館条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第47号 亶理町立保育所条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第17、議案第47号 亶理町立保育所条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは議案第47号 亶理町立保育所条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の5ページ、新旧対照表は3ページになります。

亶理町立保育所条例の一部を次のように改正するというので、新旧対照表をごらん願います。今回の改正につきましては、条文の整備と先ほどの議案第46号と同じく、荒浜保育所、吉田保育所の移転復旧に伴い、所在地を改正するものが主なものでございます。

最初に、第1条の児童福祉法第24条の削除及び第2条第1項の改正につきましては、児童福祉法の改正や子ども・子育て支援法の制定によりまして条文を整備するものでございます。

なお、新旧対照表の中で、第2条で現行と改正後でともに保育に欠けるとなっておりますが、昨年の第33回9月定例会で議案第72号におきまして附則第6条で保育所条例の一部改正を行ってございます。その中で、保育を必要とするに改正することとしておりますが、施行日が子ども・子育て支援法施行の日、すなわち平成27年4月1日となりますので、未施行部分であるためこのように記載しましたのでご了承願います。

第2条第2項につきましては、荒浜保育所及び吉田保育所が移転復旧することから所在地を改めるものでございまして、それぞれ土地の分筆登記が完了したことか

ら、それぞれ荒浜字御狩屋159番地78を荒浜字隈潟54番地4に、長瀬字南原193番地30を長瀬字南原193番地967に改めるものでございます。

第3条、保育料につきましては、3月2日の本会議におきまして議案第10号で可決いただきました保育料等の条例を新たに定めることから削除するものでございます。

議案書にお戻りいただきまして、附則でございますが、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第47号 亶理町立保育所条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 亶理町立保育所条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第48号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

議長（安細隆之君） 日程第18、議案第48号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） それでは、議案第48号 亶理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書の6ページ、新旧対照表が5ページになります。

亘理町放課後児童クラブ条例の一部を次のように改正するというので、新旧対照表をごらん願います。第3条の改正になるわけですが、平成24年の児童福祉法改正によりまして、これまで国のガイドラインで定めていた放課後児童クラブの管理運営基準につきまして、平成27年度から市町村で定めることとされまして、昨年9月に亘理町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を議決いただきまして定めたところでございます。この基準では、児童クラブの1単位、1クラス当たりの定員に関しまして、これまでの国のガイドラインの基準ではおおむね40人程度で最大でも70人でありましたが、新たな新基準条例では、国で定める基準に、新しい制度の中で定める基準に従いましておおむね40人以下とさせていただきます。

現在、亘理児童クラブにおいては、亘理つばさ、亘理あおぞらの2クラスでそれぞれ55人の定員で事業を行っております。今回新基準に従い、亘理つばさ、亘理あおぞらを40人とし、1クラス追加して亘理たいようクラブを設けるといっております。

また、4月に新施設で業務を再開する荒浜児童クラブにつきまして、荒浜児童館の所在地が変更となるため、住所を亘理町荒浜字隈潟54番地3に改正するものでございます。施行期日は平成27年4月1日です。

以上で説明を終わります。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第48号 亘理町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第48号 亘理町放課後児童クラ

ブ条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第49号 工事請負契約の締結について（平成26年度
23都災第2956号亙理第三処理区分（そ
の1）第一工区災害復旧工事（繰越））

議長（安細隆之君） 日程第19、議案第49号 工事請負契約の締結についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局から提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、議案第49号について説明いたします。

追加議案書の7ページをお開きいただきたいと思います。

議案第49号 工事請負契約の締結について。地方自治法第96条第1項第5号の規定により、次のとおり契約を締結することができるものとするということで、工事名につきましては、平成26年度 23都災第2956号亙理第三処理区分（その1）第一工区災害復旧工事（繰越）でございます。

請負金額が1億7,820万円。なお落札率につきましては98.44%でございました。

契約の相手方が、亙理町逢隈上郡字天王62番地2、千石建設・宮城林産・木村建設復旧・復興建設工事共同企業体でございます。代表構成につきましては、千石建設でございます。木村建設につきましては、北海道伊達市の建設会社でございます。

次の8ページ、資料をごらんいただきたいと思います。

今回の災害復旧工事につきましては、荒浜地区の土地利用計画がまとまりまして、その後発注となったものでございます。

入札年月日については、平成27年2月27日。

入札の方法が、条件付一般競争入札ということで、いわゆる復興JVでございまして、今回の条件の主なものについては、まず、構成員のうち代表者については、亙理町内に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事で特定建設業の許可を受けており、総合評点値が700点以上の者が条件でございます。そのほかの構成につきましては、北海道、東北6県に本社または本店を有する事業者で、土木一式工事で特定建設業の許可を受けおり、総合評点値が600点以上の者が条件となります。

入札参加業者が、千石建設・宮城林産・木村建設復旧・復興建設工事共同企業体。渡辺工務店・芦名組・丸福建設復旧・復興建設工事共同企業体。田中建材輸送・結城組・松浦組復旧・復興建設工事共同企業体。阿部春建設・小野工務店・北紘建設復旧・復興建設工事共同企業体。太田工務店・岩佐組・勝田組復旧・復興建設工事共同企業体。以上、5共同企業体でございます。

入札回数については1回。工事場所については亙理町荒浜地内ということで、右のほうに平面図がございますが、具体的には荒浜地区の災害危険区域が施工場所となります。

工事内容につきましては、災害復旧工事（撤去・充填）ということで、延長が7,409メートル。既存の埋設されている下水道管の開削撤去、掘削して管を撤去するものと、充填工ということで既存の管にモルタルを注入して埋めたまま、いわゆる埋め殺しにする2種類の工法で災害復旧工事を行うものでございます。開削撤去工につきましては施工延長2,063メートルで、右の平面図におきまして青線の部分となります。管の撤去後としまして、本管、塩化ビニール管のVU管、口径200、それから250ミリメートルが1,533メートル。取り付け管、これは塩化ビニール管のVU管で150ミリメートルが530メートルでございます。構造物撤去工として、マンホール、コンクリートを体積に換算して30立方メートルを撤去するものでございます。充填工につきましては施工延長5,346メートルで、右のページの平面図の赤線の部分となります。管渠部の充填工としてモルタル体積数量に換算して160立方メートル。人孔部、いわゆるマンホール部ですが、これの充填工としてモルタル体積数量が160立方メートルそれぞれ施工するものでございます。それと附帯工一式となります。

工期につきましては、平成27年3月14日から平成27年3月31日まで設定しております。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず、今説明がありましたけれども、金額的に撤去部分で幾らかかるのか、充填部分で幾らかかるのか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず撤去工でございますけれども、請負費が先ほど申しました1億7,820万円ということなんですけれども、そのうち開削に係る撤去工としまして全体で約60%に当たります約1億900万円。充填工としまして約40%、約7,200万円ということでございます。

ちなみにメーター換算しますと、撤去工に関しましては約7万円です。充填工につきましてはメーター換算で約1万8,000円というところでございます。

充填工のほうがかかなり安くて、全部充填工という考え方もあるんですけども、図面を見ていただくとおわかりのとおり、赤の部分、充填工を施工する箇所につきましては、荒浜地区の土地利用の考えですけれども、いわゆる公園ゾーンになります。公園ゾーンということでこの部分につきましては町有地になります。その部分に関しては充填工法でさせていただくと。青い部分、開削工法の部分になりますけれども、この部分につきましてはいわゆるなりわいエリアということで拠点エリア、企業誘致等のエリアになります。その部分につきましては民有地になるということで、全て現在の道路に入っている部分の管については撤去という考え方というところで、開削のほう先ほど申しましたとおり金額が張るんですけども、そういった考えから撤去するというところでございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 工期が平成27年3月31日なんですね。2週間くらいなんですけれども、これで終わるんですか。

議長（安細隆之君） 上下水道課長。

上下水道課長（川村裕幸君） 実質的に3月31日までという工期で設定しておりますけれども、この工事に関しましては工事名にもございますけれども繰り越し工事ということとなっております。

予算の話をまずさせていただきますと、これにつきましては平成25年度の12月補正で災害復旧ということで、この地区の災害査定を平成23年度に受けて平成25年度で災害について保留解除という手続をとってございます。平成26年度中に施工できるというような考え方の中で進めてまいりました。

ただ、先ほど企画財政課長も申しましたとおり、土地利用計画の関連で、計画、発注がおくれたというところで、工期に関してまして、まず3月31日という設定に

させていただいております。

ただし、今、国、県と協議をしております。事故繰りという形でこの工事に関しましては平成27年度に繰り越して、さらに繰り越しして工事を設定していきたいということで現在考えてございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第49号 工事請負契約の締結についての件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号 工事請負契約の締結についての件は、原案のとおり可決されました。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時15分といたします。休憩。

午前11時04分 休憩

午前11時14分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第20 議案第50号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第10号）

議長（安細隆之君） 続いて、日程第20、議案第50号 平成26年度亶理町一般会計補正予算（第10号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 続きまして、議案第50号について説明申し上げます。

平成26年度亙理町一般会計補正予算書（第10号）をご用意いただきたいと思いません。

最初に、1ページをごらんいただきたいと思いません。

議案第50号 平成26年度亙理町一般会計補正予算（第10号）

平成26年度亙理町一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億9,874万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ350億7,559万1,000円とする。

第2条、繰越明許費の補正。

繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」によるものでございます。

歳出より説明いたしますので、予算書の11ページをお開きください。

今回の補正につきましては、平成26年12月27日に閣議決定されました、地方の好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく国の補正予算第1号に係る交付金及び亙理名取共立衛生処理組合の新ごみ処理施設建設に係る負担金の補正となります。

初めに、2款総務費1項16目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費でございますが、地方創生に関する国の補正予算に係る交付金関係の補正で、地域住民生活等緊急支援のための交付金といたしまして、地域消費喚起・生活支援型及び地方創生先行型の2つが形成されております。地域消費喚起・生活支援型につきましては説明欄をごらんいただきたいと思いません。消費喚起プレミアム商品券発行事業費といたしまして、地域の消費喚起を促すため町内で利用できる3割増しの商品券を発行するもので、亙理山元商工会へ補助金として3,860万円を計上するものでございます。地方創生先行型につきましては、国からはそれぞれの地方自治体はまち・ひと・しごと創生法に基づき今後地方版の総合戦略等の策定が求められておりますが、その地方版総合戦略の早期かつ有効な策定、実施等に対し交付されるもので、本町におきましては亙理町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業として1,006万9,000円を追加補正するものでございます。亙理町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業については、本町における地方版総合戦略等を策定する事業でございます。

続きまして、地方特性を生かした複合型創生プロジェクト事業費として1,800万円を追加補正するものにつきましては、町内の特産品を紹介、販売するWEBサイ

トの構築、魅力あるふるさと名物の企画、販売、商品の6次産業化、販路開拓の支援、それら商品等の町外へのPRなど総合的に実施するもので、交流人口の増加や亘理ファンクラブの拡大、ひいてはふるさと納税の増加につながるような事業を実施するものでございます。

次に、子育て支援対策等事業費として3,023万3,000円の追加補正につきましては、主なものといたしましては、(仮称)中町児童クラブの整備、運営にかかわる経費等を計上したものでございます。

次に、13ページをお開きいただきたいと思います。

4款衛生費につきましては、現在、亘理名取共立衛生処理組合で整備をしております新ごみ処理施設に係る負担金になりますが、平成26年度の施設整備費における震災復興特別交付税に該当する分について構成各市町が負担割合に基づきそれぞれ負担するもので、亘理町におきましては3億183万8,000円追加補正して負担金を支払うものでございます。

続きまして、歳入に入ります。9ページをお開きいただきたいと思います。

9款地方交付税につきましては、亘理名取共立衛生処理組合負担金の財源として震災復興特別交付税2億8,899万5,000円を追加補正するものです。

13款国庫支出金につきましては、国の補正予算で措置されました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金8,841万円を追加補正するものでございます。

17款繰入金につきましては、今回補正予算の調整財源としまして財政調整基金繰入金849万2,000円追加補正するものです。

19款諸雑入につきましては、先ほど歳出の4款衛生費におけるごみ処理施設に係る負担金3億183万8,000円ではありますが、亘理名取共立衛生処理組合負担金に係る平成25年度分の返還金が1,284万3,000円であることから同額追加補正し、先ほど説明した震災復興特別交付税2億8,899万5,000円と合わせまして亘理名取共立衛生処理組合の負担金の財源とするものでございます。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

第2表、繰越明許費補正でございます。

今回は繰越明許費の追加でございます。今回の国の補正予算にかかわる地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業である、ここに記載した消費喚起プレミアム商品券発行事業から子育て支援対策等事業までの4事業について、年度内の事業

が完了できないことから、平成27年度に繰り越すためにそれぞれ限度額の設定を行い繰り越しを行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。5番佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 12ページ、2款1項16目4の亘理まち・ひと・しごと創生総合戦略1,069万円を計上されております。この件について、まずは、委員報酬が定められております。これは何名で何回分開催予定で計上されているのかお伺ひいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 総合戦略審議会委員報酬につきましては、10名で5回でございます。それで、1人当たり6,400円ということで合計32万でございます。この10名につきましては、地方創生に基づいて国から産官学金券、それから住民参画ということで、いわゆる産業面、農業、水産、それから官は町ですけれども、あと学ということで教育機関、それから金ということで金融関係、いわゆる銀行関係ですね、それから労ということで労働関係、商工会等ということで、そのほか一般参画ということで合計10名設定して、5回ほどのスケジュールで予算計上しております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） この内容を見ますと、外部有識者を含めてということで、これから基本目標、数値目標、そういうものが定められてくるとは思うんですけども、その達成度の検証というのもこれから出てくるわけですが、その際に外部有識者を含めてということで、内閣府で出している通知等々を見ますとそういう部分が出ているわけですが、その辺はどういうふうに考えていますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 後段にあります委託料ということで、地域人口ビジョン、それから地方版総合戦略策定支援業務ということで972万円を委託料として上げておりますが、これについては、まず第1点目として専門的調査の実施経費、これについては亘理町のいわゆる人口ビジョンですので人口動態、産業構造等の調査、地域特性の情報収集、分析事業、住民を対象とした意識調査等の実施にかかわる分ということで、まず1点見ております。そのほか、2点目としまして総合戦略案に関する意見集約に関する事業ということで、今議員がおっしゃいました外部有識者を含

みます総合戦略の別の組織として審議会等の運営等を含みながらご意見をいただくということで、2段階の委託で外部有識者の意見を聴取して反映させていきたいと考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） 早期かつ有効な策定実施に交付されるということでございます。そうした場合に、いつまで策定予定なのか、それと対象期間、これについてお伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 国のほうで、地方版の総合戦略につきましては、今言った策定事業等でございますが、これにつきましては全自治体について策定することが必須事項ということで、亶理町におきましても国から地方版総合戦略ということで5カ年度、平成27年度から平成31年度までの総合戦略を策定することとなっております。それで、亶理町におきましても平成27年度でこの総合戦略を策定する予定で現在進めております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。4番小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 12ページの消費喚起プレミアム商品券の件で、ここに3,860万円の予算計上がありますが、まずこのプレミアム商品券の中身、何割増しのプレミアム商品券を発行するのか、そして金額は、例えば500円券なのか1,000円券なのか、そして3つ目はどの範囲で使えるのか。その辺をまずお答え願いたいと思います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） まず、プレミアム商品券なんですけれども、3割増しの商品券ということで考えております。中身といたしますか、500円券での販売ということで現在進めておるところでございます。（「使用範囲」の声あり）

参加店ですけれども、今商工会で町内の企業ということで考えております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） この件については、他の自治体、仙台市とか栗原市とかもいろいろ導入を決めておりますけれども、例えば亶理町にはわたり温泉があります。やはりこういった観光施設でも使えるようにしていただきたい。その辺まず使えるのかど

うかお聞きしたいと思います。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 観光施設と言いますと鳥の海温泉かと思うんですけれども、
今、鳥の海温泉でも使えるように協議を進めているところでございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。14番佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） プレミアム商品券についてお伺いいたします。今500円券で1万円のセットにするんですか。もうちょっと細かく、5,000円券でセットにして売めるのか。あとまだ詳しいことは商工会とまだ決まっていらないと思いますけれども、発売は大体決まっていると思いますので、いつから町民の方に発売ができるのか、その点をまずお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） まず、販売のほうですけれども、1万円で販売いたしまして、500円券が26枚ということで考えております。

時期につきましては今商工会と詰めておりますけれども、できるだけ早い時期にと考えております。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） なるべく早くにさせていただきたいというのと、あわせて子育て支援の家庭に対してとか、何かもうちょっと町独自のものでプレミアムが使えるといいのかなと思います。

別の観点からお伺いいたします。私今回、この地方創生の部分で一般質問をさせていただいたときに、町の企画調整会議でいろいろ平成27年度中に総合戦略をつくっていくというようなご答弁をいただきましたけれども、やっぱりこの総合戦略審議会というのをつくって、産学農水関係とか、あと10人ぐらいの委員の方という今ご答弁をいただきましたけれども、そこら辺をどんどん使って地域のいいところをどんどん見つけ出していくということがとても大事なことだと思います。その上で委託をするという、そういう流れなんでしょうか。やっぱり全て委託料、委託料と書いてあると全て丸投げで、町のこれから、5年間の総合戦略を立てるようなことになったら困ると思うんですけれども、もうちょっとこの総合戦略を平成27年に策定する上で、町の考えをもう一度示していただければと思いますけれどもいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほど説明した地方人口ビジョンと地方版総合戦略ということで、これについては必須項目ということをお話ししました。それでメンバーについては、先ほど言ったように、住民、それから産官学金労ということで、さまざまな地方活性化にかかわる方々をお迎えして意見を聞きながら策定していくということで、この委員会の中ではまず骨子案、中間案、先ほど申しあげましたアンケート調査結果に基づいて最終案ということで、それを審議して最終的には町のほうに答申いただく形になろうと思います。それでその間に、先ほど議員からもお話がありました町の企画調整会議、それから議会等でも、節目あたりに、その中間の際でも議員の方々に中間案ということでお話はしていきたいということで考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今、第5次総合発展計画を来年度に向けて策定していると思いますが、ぜひこの総合戦略審議会のほうに若い方の枠をしっかりと入れていただいて、これからの町の人口ビジョンにしても何してもやはり数字は出てくると思いますけれども、現実には若い人の力がすごく必要だと考えますので、その審議会の中のメンバーの中に若い人の枠をしっかりと設けていくという、そういう考えはございますか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今議員がおっしゃったことについては国からも提唱されておりまして、亶理町におきましても一般の住民枠として4名公募したいと思います。それについては今、構想であります。20歳代から30歳代ということで、大学生も含みで男性2名、女性2名程度、若干人数は変わろうかと思いますが、一応予定としては若い年代の方の意見を取り入れたいということで考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。2番高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 同じく12ページになります。4の亶理町まち・ひと・しごと並びに5の地域特性を生かした複合型創生のそれぞれの委託料として計上しておりますけれども、どういうふうな機関に委託するんですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 地域特性を生かした複合型創生プロジェクト事業、これについては、目的が地域資源、特産物を生かすために各分野における個別の施策、効果を循環させ、複合的に地域力を構築するということで、町の魅力について国内外に発信するというので、内容については、亶理特産物のWEBサイト、それから大きく分けましてふるさとの名物企画、いわゆる6次産業化販路開拓ということで、ブランドの開発と最終的には販路開拓まで計画しております。

これについてはまず決定ではありませんが、今回この提案をいただいたのがバイオマスにも入っております元気な日本をつくる会、これが地域活性化ということで、国内におきましては青森県とか鳥取県伯耆町とかいろいろところで地域活性化策を提案されて成功しておりますので、今のところ予定でございますが、この内容については元気会のほうに委託したいと考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2番（高野孝一君） 今の説明は地域特性を生かした複合型創生の説明かなと思うんですけども、その前段の亶理町まち・ひと・しごとに関しては、先ほど内容的なものがありましたよね、専門的情報で、基本的な多分数字を把握する事業かと思うんですけども、例えば人口動態とか産業云々等の数字であれば国のほうでしっかりとした基本的な数字は把握していると思うんです。そういうものをいただいて基本的な情報とすることができるのかと思うんですけども、あえてここで委託料900万円を出さなくてもいいのかなと思うんですけども、その辺どうなのでしょう。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 人口動態については、ここ多分10年後の動態も含めての予測でありまして、人口動態についてはある程度資料は収集できると思いますけれども、その他、やっぱり亶理町における産業構造の調査、地域特性の情報収集ということで、我々が収集できる以外、外部からの亶理町の情報収集、分析、それから一番大きいのが専門的調査ということで住民を対象とした意識調査を実施して、専門的調査の中の今言った人口ビジョン、それから総合戦略策定を進める上でまず意識調査が欠かせないと思いますので、そういった作業も含む内容でございます。

以上です。

議長（安細隆之君） 高野孝一議員。

2 番（高野孝一君） そうすると、そちらのほうも元気な日本をつくる会に委託するわけですか。

もう一つ、最後。子育て支援の中町児童クラブ運営業務委託があります。この場所なんですけれども、多分互理保育所の北側になるのかなと思うんですけれども、場所の確認と、どういうふうな事業者に委託するのかお聞きいたします。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 今回の総合戦略策定支援事業については、先ほど申し上げました地域特性を生かした複合型創生プロジェクト事業と関連するということで、これについても元気会のほうに委託したいと考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 2点目の子育て支援対策事業費の関係の（仮称）中町児童クラブでございますが、場所につきましては高野議員がおっしゃるとおり互理保育所の北側の現在荒浜保育所の仮園舎がある場所でございます。

それから委託先につきましてはですが、まだ検討中なんですけど、現在逢隈児童館、児童クラブもなんですけど、宮城県福祉事業協会、法人のほうにお願いをしております。できればその関係でまず法人のほうにちょっと交渉をしたいなと担当課としては思っております。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。12番高野 進議員。

12番（高野 進君） 12ページですが、先ほどもちょっと話がありましたけれども、プレミアム商品券についてなんですけど、先ほど答弁をちょっとまとめながら聞きたいと思うんですけど、500円の券を26枚1万3,000円となるわけです。いわゆる30%プレミアムであろうと思います。違ったら言ってくださいね。それを何シート発行するのか、それが1つ。

2つ目は、商工会でいろいろやるようなんですけれども、商工会加盟店だけしか使えないのか。消費者の立場から言えば、スーパーとかその辺でございます。それらを入れるべきではないかと思うんですけど、その辺いかがですか。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 500円の26枚つづり1万シートを準備しております。それと、

商工会加盟店だけではなく町内の事業者の方たちにも募集をかける予定であります。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。16番鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 同じく12ページですね、2款1項16目です。その中の真ん中のほう、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてです。地方版総合戦略を審議会をつくって策定するとなりますけれども、地域の活性化を考える場合に一番大事なのは安定した雇用です。仕事があるかないかが非常に大事であって、仕事があれば、地方移住、定住人口の増加及び安心して子供を産み育てやすい地域社会ができると思うんですけれども、審議会で議論する場合、そこに基本的な重点をおいて議論する必要があると思いますけれども、いかがですか。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 地方創生については、国のほうでもおっしゃっていますが、安定した雇用がなければ地方維持もひいては子育てもできないということで、当然亘理町もそうあるべきだと考えております。それで町では、今後策定する、先ほどの策定事業も含めてなんですけれども、やはり地方自治体におきましては町民の立場に立った地方創生というのを、先ほども申しましたように住民の方の意見を聞きながらということで考えておりますが、それを受けまして、やはり国でも今後平成28年度以降につきましても同じように地方創生の交付金等がつくように引き続きお願いしたいということで考えております。

以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もう1点だけお願いします。

次のページ、14ページです。4款2項1目19節負担金ですけれども、3億183万8,000円、これは亘理名取共立衛生処理組合の負担金ですけれども、それぞれの割合、どういうふうな割合で算出されたのか答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） これにつきましては、人口割、ごみの搬出量によって案分してございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 3回目になります。もうちょっと具体的に、人口割は何%なのか、

それも含めてもうちょっと具体的に答弁ください。

議長（安細隆之君） 町民生活課長。

町民生活課長（牛坂昌浩君） ちょっと忘れましたが、人口割が30%、残り70%がごみの搬出量になります。

以上でございます。

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。3番熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） 12ページの、先ほど課長が説明されました中町児童クラブのことなんですけれども、これは実際に子供を育てているお母さんからの要望でこういうふうになったのでしょうか。私は、非常に今復興のダンプカーとかいろいろな車が通っているし、亘理小学校からここまで移動してくるのは非常に困難であると思うんですね。そして中央児童センターの現在の児童クラブの使い方なんです、廊下を隔ててこっち側、鍵を閉めて全然入れないような状態になっているんですね。あれはもう少し広く使って子供たちが自由に伸び伸びとさせるようなやり方はできないのでしょうか。お尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 現在の児童センターでございますが、南側に児童クラブのお部屋がございます。そして北側については子育て支援の関係、それから自由来館、そしてまた図書室等設けておりますので、その用途にしたがって使用していますので、そちらまで広げるのはちょっと難しい状況だということでございます。

それから児童センターの前の駐車場の関係につきましても、私有地を借りてございます。その点に建物を建てることはちょっと困難ということで、児童の数も多い東側の対策ということで、今後、内容的に年齢的なもので3学年以上とか、要するに事故に支障のないようにとかいろいろ配慮しながら対応していきますが、一応東側の児童も帰り道の中であればある程度、異年齢、高年齢の方と一緒に施設を利用することもできるだろうということで、学校のそばだけではなくて分室的な場所ということで考えた次第でございます。

以上でございます。

議長（安細隆之君） 熊田芳子議員。

3番（熊田芳子君） 中には特別支援の子供たちもいるし、雨の降っているところ、風の強い日とか移動するときにやはり見守り隊とかそういったガードマンみたいなもの

をつけて、子供の安全・安心を必ず守っていただきたい。それが私は町の仕事だと思うんですけども、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 特別支援を要する支援学級のお子さんについては、当然優先的に亘理児童クラブの中央児童センターをご利用いただいております。そして今議員がおっしゃられましたように、見守り隊のご協力もいただきながらより安全を確保していきたいと思っておりますので、その際はひとつよろしく願いいたします。（「了解しました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。6番安藤美重子議員。

6番（安藤美重子君） 2つほどお伺いいたします。

最初にプレミアム商品券のことなんですけれども、今回1万シート販売するということでした。広くたくさんの方々にお買い求めいただけるように1人何シートというような上限を設ける考えがあるのかどうかと、それから販売をする箇所、町内広く販売する箇所を設けていただきたいなということから、どのようにお考えになっているかお尋ねいたします。

そしてもう一つ、中町児童クラブの件ですけれども、荒浜児童館を移設するということです。ですから4月、5月の開所ではないと思っておりますけれども、いつごろあたりから始められるのか、募集についてもどのように周知をしていくのかというようなこと。それから児童クラブは今回おおむね3年生までとなっていたのが6年生までということで範囲が広がられました。そこで、ことし応募した方がどれくらいいらしてどれくらい待機になっているのかということもあわせてわかれば説明をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 商工観光課長。

商工観光課長（酒井庄市君） 最初にプレミアム商品券なんですけれども、多くの方に買っていただけるよう1人何万円までということで限定させていただきますように、今商工会等と協議中でございます。

それと販売店のほうなんですけれども、そちらのほうも広く町民の方に購入していただけるよう、その点も協議中ということでございます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） （仮称）中町児童クラブの関係ですが、いつごろというご質問で

ございますが、こちらの児童クラブにおきましては、地域で支える子育て環境の整備という考えで、児童クラブだけでなく孫育ての交流事業とか、そういったソフト事業もあわせて行う予定にございまして、そちらのほうについては10月ごろからやりたいという考えは持っております。

それから児童クラブについては、その前にできるだけ早くは開所したいと考えてございまして、予算的には9カ月の人件費で考えてございまして、移設ということになります。それで、前段として現在の荒浜保育所の仮園舎、この前もご質問ございましたが、一旦リース物件でございますので、解体して業者に持って行ってもらう。その前に支援で、ご存知のようにウッドデッキとか周りの断熱追加とかやっていた部分があります。その分は町であらかじめ対応して、それを取った上でお返しするようになるものですから、その時期も含めるとちょっと少し夏前までにはどうなのかなというのはあります。撤去した後に基礎を打って荒浜から解体しながら仮置きなりしながらになると思うんですけども、それで進めるようになります。ただ、できるだけ急いで待機児童の解消を図りたいということでございます。

募集関係については、まず待機の方々にご案内をさせていただくという形から進めさせていただきたいと思っております。それとあわせまして、平成27年度の亘理児童クラブの関係でございますが、申し込みが150名ぐらいございます。定員110名ということで先ほど別議案の中でお話ししましたけれども、それに臨時的な、一時的な対応ということで五日町に借家して、そちらのほうを開所しているんですが、それでも20数名ぐらい待機が残っている状況でございます。

以上でございます。（「わかりました」の声あり）

議長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。9番鈴木邦昭議員。

9番（鈴木邦昭君） 12ページの5節であります。地域特性を生かした複合型創生ということで、先ほど当局の説明で販路開拓し販路を拡大していきたいと、このように言っておりました。どこまでやるのかですね、要するにキャパですね。日本全国なのかどうなのか、それをちょっと伺います。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） これについては国内外ということで、亘理町の特産物、6次産業化も含めて紹介したいということで、いわゆるWEBサイトで申しますと、シ

ショッピングサイトの構築、サイトの企画、作成、運営までいろいろ調査をかけてお
願いしたいということで考えております。

それから販路拡大については、具体的には商品開発のほうで携わった方々、例え
ば食べ物でありますと首都圏のシェフの方から意見を聞いたりとか、そういったこ
とで連携をとったりとか、それからあとは開拓の支援ということで、いわゆるバイ
ヤー、シェフなどから紹介していただくとか、招聘等を考えております。

以上です。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ということは、拡大するということは誰かがやらなければいけな
いんでしょうけれども、これは誰が行うんですか。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 先ほど申しました元気会の中で、首都圏のシェフ、バイヤー
等の情報については豊富に持っておりますので、その辺を通じてバイヤー紹介等
をお願いしたいということで考えております。

以上です。

議 長（安細隆之君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第50号 平成26年度亘理町一般会計補正予算（第10号）の件を採
決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 平成26年度亘理町一
般会計補正予算（第10号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第51号 平成27年度亘理町一般会計補正予算（第1
号）

議長（安細隆之君） 日程第21、議案第51号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 当局からの提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） それでは、続きまして議案第51号について説明申し上げます。

平成27年度亶理町一般会計補正予算書（第1号）をご用意いただきたいと思いません。

初めに、1ページをごらんいただきたいと思いません。

議案第51号 平成27年度亶理町一般会計補正予算（第1号）。

平成27年度亶理町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、今回の補正につきましては財源の組み替えのみのため、通常では歳入歳出予算の総額説明いたしますが、今回総額に増減ございませんので、第1条このような表記のみとさせていただきました。

最初8ページ、歳入を説明させていただきます。

8ページをお開きいただきたいと思いません。

8ページの歳入ですが、今回の補正につきましても先ほどの議案第50号、可決いただきました補正予算と同様、国の平成26年度補正予算（第1号）で措置された交付金に係る補正でありまして、歳出の3款子ども医療費助成事業における対象者枠拡大分の事業費に充てるため、13款国庫支出金におきまして地域活性化、地域住民生活等緊急支援交付金2,275万円を追加補正し、17款1項1目財政調整基金繰入金から同額減額補正するものです。

10ページの歳出をお開きいただきたいと思いません。

歳出の予算につきましては、当初予算において必要額を一般財源で予算措置済みでございましたので、国庫支出金と一般財源の財源組み替えを行うものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひ申し上げます。

議長（安細隆之君） これより質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 討論なしと認めます。

これより、議案第51号 平成27年度互理町一般会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、議案第51号 平成27年度互理町一般会計補正予算（第1号）の件は、原案のとおり可決されました。

日程第22 委員会の閉会中の継続審査申出について

議長（安細隆之君） 日程第22、委員会の閉会中の継続審査申出についての件を議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 産業建設常任委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、産業建設常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第23 委員会の閉会中の継続調査申出について

議長（安細隆之君） 日程第23、委員会の閉会中の継続調査申出についての件を議題いたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付するこ

とにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定をいたしました。

日程第24 委員会の閉会中の先進地調査申出について

議長（安細隆之君） 日程第24、委員会の閉会中の先進地調査申出についての件を議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（安細隆之君） 総務常任委員会及び教育福祉常任委員会の委員長から、会議規則第72条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の先進地調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務常任委員長並びに教育福祉常任委員長から申し出のとおり、これを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。よって、総務常任委員長並びに教育福祉常任委員長から申し出のとおり、これを承認することに決定をいたしました。

以上をもって、本会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成27年3月第38回互理町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時59分 閉会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 渡 邊 健 一

署 名 議 員 四 宮 規 彦